

土浦市監査委員告示第14号



令和7年4月16日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表
する。

令和7年6月12日

土浦市監査委員 市原和弘



住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の収受

令和7年4月16日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、原則として原文のまま記載の上、補正等の結果も踏まえ、記載する。

（1）本件請求の対象 土浦市長安藤真理子及び商工観光課長

（2）対象の会計行為

土浦市長は、土浦全国花火競技大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が第93回土浦全国花火競技大会（以下「花火大会」という。）に対し、土浦市観光事業関係補助金（以下「本件補助金」という。）から17,634,320円を支出したこと。

（3）主張の要旨

ア 土浦市補助金等交付規則（以下「本件規則」という。）によると、第3条に市長の責務として、「市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。2 市長は、常に補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上するものとする。」とある。

イ さらに、土浦市観光事業関係補助金交付要項によると、第1条には、「市長は、本市における観光事業の推進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。」とされ、第2条 別表に、補助対象経費として、「土浦全国花火競技大会の開催及び関連事業の実施に要する人件費、報償費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金並びに公課費」と定められ、第5条には、「前条の補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ土浦市観光事業関係補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の20パーセント以内の額の経費の配分の変更については、この限りでない。2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。」とされている。

ウ 以上の事から、花火大会が中止となったにもかかわらず、警備委託契約の変更または解除がなされず警備委託会社に本件補助金から委託料が支払われている事は、本件補助金の変更または取消しを怠っている。よって、上記の土浦市補助金等交付規則第3条及び土浦市観光事業関係補助金交付要項第1条並びに第5条に反し、本件補助金から賄うことは不当である。

（4）発生した損害の内容

令和6年12月12日に支払われた花火大会雑踏警備委託代17,634,320円に本件補助金を充当し支出したのは、不当な支出である。

（5）措置請求内容

市が支払った花火大会雑踏警備委託代17,634,320円のうち補助金充当額を取消し、返還を求める措置を請求する。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- （1）第93回 土浦全国花火競技大会 支出の部
- （2）土浦市補助金等交付規則
- （3）土浦市観光事業関係補助金交付要項

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和7年4月18日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

第2 要件審査

請求人は、令和6年度の本件補助金から支払われている委託料のうち花火大会雑踏警備委託代17,634,320円の補助金充当部分について、花火大会が中止となったにもかかわらず警備委託契約の変更または解除がなされず、警備委託会社に本件補助金から委託料が支払われている事は、本件補助金の変更または取消しを市が怠っているので市が支払った花火大会雑踏警備委託代17,634,320円のうち補助金充当額を取消し返還を求める措置を請求している。

これは、実行委員会が花火大会を中止にしたにも関わらず本件委託料を支払ったことについて、市は本件補助金の変更または取消を怠っていることを指摘したものであり、「公金の支出」についての監査を求めているものと認められる。

このようなことから、本件請求は、公金の支出を対象行為とする住民監査請求であると判断し、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件審査を行い、当該要件を満たしていることを確認した。

第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、本件請求を正式に受理することを決定し、請求人にその旨を通知した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和7年5月12日にその機会を設けた。

その際、法第242条第8項の規定に基づき監査対象機関が立ち会った。

なお、当日は代表監査委員が一人で請求人の陳述を聴いた。

(1) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 土浦市職員措置請求書に各々書き示したとおりである。

イ 花火大会の中止の原因は、警備保障の人員の保証ができなかったのが原因だと思う。

しかし、何の動きもなく、人員も出さない警備保障会社に委託料が支払われたのは、おかしい。こういった契約や約束事でもって、各警備会社とどういう契約をしたのか。

(2) 意見陳述の際の内容確認

意見陳述終了後に代表監査委員が「措置請求書の記載内容のうち、2ページ7行目、市が支払った花火大会雑踏警備委託代と請求人は記載されているが、本市が実行委員会へ本件補助金を支払って、それを原資に実行委員会が各警備会社に支払った警備委託料を取り消せ、ということではよろしいか」との質問に対し、請求人は「補助金から支払われていようが、支払われたことに関しては何ら違いがない。土浦市が払おうが、補助金から払おうが、補助金を受けてる会社から払おうがわからないが、委託料が支払われていることは間違いないと理解している。」と回答した。

次に、代表監査委員が「措置請求書の添付資料のうち、支出の帳簿の13ページの委託料について、警備会社の(株)ユニオンガードに、16,310,800円支払い、第一総合警備保障(株)に対して1,323,520円、合計17,634,320円に対する支払いに対する住民監査請求か。」との質問に対し、「この両方とも帳簿に出てる。これだけしか、まあ現在我々はわからないので結構です。」と請求人は回答し、続けて代表監査委員が、「今回の花火大会は中止となり当日は雑踏警備委託事業がなかったが、委託警備会社は花火大会当日の警備員の確保等から支払いを一切しないわけにもいかないと思うが如何か。」の問いに、請求人は、「当然そういったことは了解している。しかし、委託業務を行っていないのに、委託料を全額支払うのではなく委託契約金額の何割かを支払うといった契約を結べたのではないか。」と請求人は回答した。

2 監査の対象事項

請求人は、実行委員会の行った花火大会雑踏警備業務委託（以下「本件委託」という。）に対し、本件規則にある公益上の必要性を検討せず、本件委託の補助金を支出したことを理由として、本件補助金の返還を主張しているものと考えられる。

そこで、監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 実行委員会が花火大会を中止にしたにも関わらず本件委託料を支払ったことについて、市は本件補助金の変更または取消を怠っているといえるか否か。その前提として、本件規

則に基づいた公益上の必要性があるか否か。

- (2) 花火大会が中止になったにも関わらず、本件補助金を充当した実行委員会の予算から、本件委託料を支出したことは、不当か否か。

3 監査対象機関 産業経済部商工観光課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

その際、法242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

なお、当日は代表監査委員が一人で関係人の陳述を聴いた。

- (1) 調査日時 令和7年5月12日 午後2時00分から
- (2) 関係人 産業経済部商工観光課長及び係員
- (3) 監査対象機関から提出された資料
- 提出資料1 土浦全国花火競技大会開催事業補助金の交付決定について（伺い）
 - 提出資料2 土浦全国花火競技大会開催事業に対する補助金特例に関する要項の制定に伴う法令審査事前通知書の提出について（伺い）
 - 提出資料3 土浦全国花火競技大会開催事業補助金（補正分）の追加交付決定について（伺い）
 - 提出資料4 土浦全国花火大会開催事業に対する補助金の特例に関する要項（告示）の制定について（伺い）
 - 提出資料5 土浦市観光事業関係補助金実績報告書（土浦全国花火競技大会開催事業）の受理及びそれに伴う補助金額の確定について（伺い）
 - 提出資料6 第93回土浦全国花火競技大会花火大会雑踏警備委託料見積書及び内訳、契約の概要について記載した書面（契約締結前説明書）
 - 提出資料7 花火大会雑踏警備仕様書
 - 提出資料8 土浦市観光事業関係補助金交付要項
 - 提出資料9 土浦全国花火競技大会開催事業に対する補助金の特例に関する要項及び土浦全国花火競技大会実行委員会規約
 - 提出資料10 第93回 土浦全国花火競技大会実行委員会決算書
- (4) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、次のとおりである。

ア 実行委員会は、土浦全国花火競技大会及び花火文化の保存・継承に係るその他の花

火打上げ等をとおして、広く観客の観賞に供するとともに煙火業者の技術の向上を図り、併せて本市観光事業及び商工業の発展に寄与することを目的として設立された団体である。土浦市長を会長に、副会長には土浦市副市長のほか、土浦市議会議長、土浦商工会議所会頭、実行委員には土浦市議会議員ほか市内の事業者や地区長等で構成され、令和6年度の委員数は計63名である。実行委員会 は 目的の事業を達成するため、本市補助金のほか、広告料、有料席販売料、有料駐車場料等を原資として活動を行っている。

イ 土浦全国花火競技大会は、大正14年、土浦市の神龍寺の住職が、霞ヶ浦海軍航空隊の殉職者の慰霊と関東大震災後の不況で疲弊した土浦の経済を活性化するという趣旨で、私財を投じて花火競技大会を開催したのが始まりであり、この大会が不況にあえぐ商店街に好況をもたらしたことから、地元の商業者の協力を得られるようになり、以来、土浦をあげての行事として盛大に開催されることとなった。現在、内閣総理大臣賞や経済産業大臣賞をはじめ権威ある賞が授与され、例年全国から60社近くの花火事業者の参加があり、土浦でしか見ることができない特別な競技花火のほか、様々な余興花火も含めて約2万発もの花火が打ち上がり、直近の大会では、北は北海道から南は沖縄まで、令和4年大会で約45万人、令和5年大会で約60万人もの観客が訪れている。同大会は、以前は本市によって主催されてきたが、現在は、先ほど申し上げた、本市の市長が会長、副市長が副会長を務め、その他関連する団体・事業者様で構成される実行委員会が主催する形で事業を行っている。

ウ 昨年11月2日に開催を予定していた第93回土浦全国花火競技大会については、同年10月31日に、実行委員会の会長である市長、副会長、その他3団体などによる大会の開催決定会議を開き、本件大会当日は、台風21号の影響による降雨の可能性が高く、気象予報においては警報の懸念も示されていたほか、雲の高さが低いとの情報もあったことから、競技大会としての審査への影響や、冷たい雨の中で観客の皆様が花火を十分に観賞できない、といったことから規定に基づいて中止とした。また、延期を予定していた11月3日及び9日については、警備体制が整わず、観客の皆様の安全な誘導や雑踏事故等に対する十分な防止策が取れないことが懸念されたことから、規定の中の「その他の要因」によって中止とした。

エ 土浦市職員措置請求書に記載の内容について、第1に、「花火大会が中止となったにもかかわらず、警備委託契約の変更または解除がなされず警備委託会社に本件補助金から委託料が支払われている。」との主張について、請求人が言う警備委託契約は、実行委員会と警備委託業者との契約となるので、本市による契約の変更又は解除が可能となるものではない。また、当該契約の内容について、花火大会実施日の3日前以降の中止の場合には実行委員会により警備委託業者に警備料金の全額を支払うという契約であったので、本件大会が中止となった令和6年10月31日時点でこの期限が過ぎていたことから、契約上の義務として、実行委員会より警備委託業者に対し全

額が支払われた。請求人は、本件大会が中止となったことにより、実行委員会が警備料金を支払うことなく、あるいは若干支払うといったことで警備委託契約の変更又は解除ができることを前提としているが、実行委員会としては、契約上の義務として3日前以降の中止の場合は全額払うといった契約の義務に基づいて警備委託料の支払いが必要となった。この点について、実行委員会の事務局がある商工観光課としても警備委託業者における警備員の確保、当該警備員に対する給料等の支払い等の都合上など不当な契約内容とは考えていない。

オ 請求人の土浦市補助金等交付規則第3条に反するとの主張について、土浦全国花火競技大会は歴史と伝統のある大会であり、また国内の行事としても有数の権威のある大会であり、本市の観光事業の中でも、全国から50万人規模の観客が見込める一大事業であることから、経済的な効果のみならず地域の活性化が期待できる非常に公益性の高い事業である。そして、このような事業を安全かつ円滑に行うために、警備員による交通誘導業務や雑踏警備業務は必要不可欠であり、当該業務が適正に行われるよう当該業務に係る費用に対し補助金を支出することは、「公益上必要がある場合」に該当する。また、大会が中止となった場合に、同大会のために支払われる補助金の支出に公益上の必要性が認められなくなると、本件の実行委員会のように特定の日に特定の事業を行う目的のために設立された、補助金を原資とする団体においては、当該事業の中止又は廃止を原因として補助金の交付を受けることができなくなり、概算払いの場合においては事業の中止等に至るまでに支出した費用の充当の根拠を失い、また、その中止等のために要する費用が支弁できなくなるといった状況であり、これらを避けるためには、当該事業の中止等により既に支出した費用の返還を求める内容や事業の中止等により発生する費用を支弁しないことをあらかじめ事業者と契約を締結しなければならないことになるが、このような内容に応じる事業者は想定し難く、当該事業は現実的に開催自体が不可能となるので、補助事業が中止等となった場合においても、当該事業に支出された、又は必然的に支出される費用に対する補助金の交付が、当該事業の中止等をもって「公益上必要がある場合」に該当しない補助金の支出となるものではない。

カ 請求人は、土浦市観光事業関係補助金交付要項第5条第1項に「補助金の交付の対象となった事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ土浦市観光事業関係補助金変更等承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。」との記載があることから、同項に定める申請書の提出及び市長の承認を受けていないと主張していると捉えたが、同項は、補助事業に変更や中止等があった場合には、あらかじめ市長にその旨を知らせ、その承認を受けることを内容としているものであり、本件補助金の補助事業者である実行委員会は、先述のとおり、市長が会長を務める団体であり、本件補助金の対象となる事業である本件大会の中止についても会

長である市長を含めた大会の開催決定会議によりその中止を決定していることから、補助事業の中止等について、あらかじめ市長にその旨を知らせ、その承認を受ける必要はないので、本件大会の中止は、実行委員会による本件要項第5条第1項に基づく申請及び市長の承認は不要である。

(2) 関係人聴取内容の確認

関係人聴取後に、代表監査委員から関係人へ聴取内容について確認がなされた。

ア 代表監査委員から、「花火大会は11月2日に開催の予定であったが、花火大会の中止が決定された10月31日に大会を実行するか否かの話し合いが行われたのか。」

の問いに、関係人は「そのとおりです。」と回答した。

イ 代表監査委員から、「3日前以降に中止になった場合は、警備料金を全額支払う契約になっている、とのことだがそのとおりか。」の問いに、関係人は「そのとおりです。」と回答した。

ウ 代表監査委員から、「今回は11月2日が天候の関係で花火大会が行われなかったが、もし、11月3日に警備体制が整って花火大会が行われていたとして、警備委託料は11月3日の警備委託料は当然払うが、2日が中止になった分も満額払う、いわゆる倍払うようになるのか。」の問いに、関係人は「一応契約上はそのような形になります。」と回答した。

エ 代表監査委員から、「今回請求人は、実行委員会が警備委託料17,634,320円を支払いその警備委託料に補助金を充当してるのは不当だと主張しているが、その警備委託料が今回支払われたというのは、契約上の満額、言ってみれば花火大会が開かれた時でも支払う金額、今回支払われなかった金額もまるっきり同じ額が補助金から支払われたということか。」の問いに、関係人は「そのとおりです。」と回答した。

オ 代表監査委員から、「一般的な感覚からすると、先程の話にもあったが、当日、花火大会が中止されたとしても、手配されていた警備員の補償や、そこまでの経費など、10月31日に中止が決定されたからといっても、警備に出る方はおそらく次の日ぐらいに知らされたとして、実際は仕事の現場に行かないので、例えば1日の7割とか半分とかの支払いというのは何となく感覚的にありそうだが、警備の日当がそのようなしきたりや契約にならざるを得ないようなものがあるのかどうか。」の問いに、関係人は「一応警備委託をするにあたって複数の業者を聞き取りしており、その中でやはり一番多いのが1週間前以降の場合は100%もらうと、そのような手順をしている事業者がほとんどであり、その中で今回3日前まで示されたというのが、他と比べて有利だったということで、これまで契約した事業者であるが、契約に至った、そういった状況です。」と回答した。

カ 代表監査委員から、「請求人が、花火大会が中止となったにもかかわらず、警備委託契約の変更とか解除をしなかった、また、補助金の変更や取消しをしていない、と

主張しているが、関係課はどのような見解か。」の問いに、関係人は「今回の花火大会は、先程申し上げたとおり、人命安全の確保の見地から中止し、一方で警備料金の支払いについては契約上3日前以降に中止となった場合は支払う、という契約になっておりそれに基づいて支払った。」と回答した。

キ 代表監査委員から、「請求人が、土浦市補助金等交付規則第3条に反して、本件補助金から賄うことは不当であると主張しているが、当初の補助金は8,500万円で、今回、中止になったので広告料なり栈敷販売代等の収入がなくなり、その支弁に充てるために市長の専決処分により補正予算を計上しているが、その時点で果たして花火大会の中止後に払うものに対しての公共性の判断を検討したのか。」の問いに、関係人は「今回事業廃止になって、ただ一方で支払うべきものがあったということで、そもそも廃止するためにやっている事業ではなく、実施するために予算立てをして今まで取り組んできたので、土浦市補助金等交付規則の中でも事業の廃止も加味したような形で補助をできると判断し、成果の概念は、実施した成果のみならずその廃止した部分も含めたような形の規則になっているので、今回、花火大会は開催していないが、支出は伴っていることから、予算を2億3,000万円補正した。」と回答した。

第5 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として補助金等交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、土浦市観光事業関係補助金交付要項(以下「本件要項」という。)で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助額等を具体的に定め、公益上の必要性を具体化している。

2 土浦市観光事業関係補助金交付要項について

本件要項によれば、本市における観光事業の推進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとしている。

第6 判断

- 1 実行委員会が花火大会を中止にしたにも関わらず本件委託料を支払ったことについて、市は本件補助金の変更または取消を怠っているといえるか否か。その前提として、本件規則に基づいた公益上の必要性があるか否か。

平成30年8月2日大阪地方裁判所判決（平成29年（行ウ）158号）では、「法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされているところである。

請求人は、花火大会が中止になったにも関わらず、警備委託料に係る補助金の支出に関し、本件規則に基づいた公益上の必要性を考慮せず全額補助金を充当したと主張するが、監査対象機関は、花火大会の目的と活動内容は、本市の歴史と共にあり、現在は本市の経済活動を超えて全国的な花火師の技術を競う場に寄与しているので、本件要項に明記している本件補助金の申請内容に記載した事業の推進に関与し、これまでの事業実績や事業計画等から疑念の余地がない旨説明していることから、本件補助金の交付の目的と一致しているもので、公益上の必要性が期待される事業であると判断する。このことから、市は本件補助金の変更または取消を怠っているとはいえない。

よって、請求人の主張は認められない。

- 2 花火大会が中止になったにも関わらず、本件補助金を充当した実行委員会の予算から、本件委託料を支出したことは、不当か否か。

住民監査請求は、法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通

地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されており、その対象は、普通地方公共団体の職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

本件請求において、請求人は、花火大会が中止になったにも関わらず、本件補助金を充当した実行委員会の予算から、本件委託料を支出したことは、不当なものであると主張しているものと解される。

実行委員会のように地方公共団体からの補助金の収入を経費に充てている実行委員会の支出に関し、平成9年8月6日東京地方裁判所判決（平成6年（行ウ）328号）は、「本件の実行委員会は市とは別個独立の権利能力なき社団として前記支出等を行っていたのであり、普通地方公共団体の長又は職員が支出を行ったのではないから、地方自治法242条1項が規定するとおり、普通地方公共団体の長又は職員等による同項所定の行為をその対象とする場合に限られ、実行委員会が行った支出行為は、「公金の支出」に当たらない。」と判示しており、これは住民監査請求においても同様であるものと解される。また昭和39年10月15日最高裁判所第一小法廷判決（昭和35年（オ）1029号）判決では、「ある団体が権利能力なき社団に当たるというためには、当該団体が団体としての組織を備え、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないと解される」とも判示している。

実行委員会が、権利能力なき社団に当たるか否かについて、実行委員会の団体としての組織の実態について、土浦全国花火競技大会実行委員会規約（以下「本件規約」という。）を確認したところ、実行委員会は、土浦市議会議長や土浦商工会議所会頭などの副会長とともに土浦市議会産業建設委員会委員長などの本市議会の委員長や関係団体の長をはじめとする官民併せて63名の委員により構成され（令和6年5月24日現在）、総会が開催されるほか、実行委員会の事務を処理するために事務局が置かれ、土浦市の職員がその事務に従事していることから、団体としての組織を備えているといえ、本件規約第9条第2項によれば、会議は出席委員の過半数で決めるとされていることから、実行委員会では多数決の原則が行われているといえる。

また、実行委員会の構成員の変更について、本件規約第6条第2項によれば、役員は、特定の職にある者を別の特定の職に就かしめる、いわゆる「充て職」であって、実行委員

会は構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続しているといえ、実行委員会を代表する者が会長であること及び会長を土浦市長が務めるべきことや、本件規約により、実行委員会の総会の議長を務める会長が総会を招集し、議決要件も定められていること、さらには、財務に関しては本市からの補助金を中心とした実行委員会の財産を有し、これを事務局が実行委員会の会長名義の預金口座で金銭を管理し、対外的な行為を実行委員会の名において行っている実態が認められることから、実行委員会は、代表の方法、総会の運営、財産の管理等の団体としての主要な点が確定しているといえる。

以上のとおり、実行委員会は、前述の裁判例で示された要件を満たしており、権利能力なき社団に当たるものと認められる。このことから、請求人が本件請求の対象とした実行委員会の予算から本件委託料を支出したことは、法第242条第1項が住民監査請求の対象として定める「普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は職員」の財務会計行為を対象とするものと認められない。

3 結論

以上のことから、実行委員会が花火大会を中止にしたにも関わらず本件委託料を支払ったことについて、市は本件補助金の変更または取消を怠っているといえるか否か、その前提として、本件規則に基づいた公益上の必要性があるか否かについては、請求人の主張には理由がないことから棄却し、花火大会が中止になったにも関わらず、本件補助金を充当した実行委員会の予算から、本件委託料を支出したことは、不当か否かについては、住民監査請求の対象として認めることはできず、不適法なものとして却下が相当と判断する。

第7 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のような問題があったことから、適正な事務処理をされたい。

第93回土浦全国花火競技大会の警備委託に関する書類について、契約の概要について記載した書面（契約締結前説明書）の項目中、「暴風雨その他の理由で大会が中止になったとき、その事前連絡が警備業務実施計画の確定日以降の場合は」警備委託料の支払いにおいて見積の全額を支払う内容が記載されていたが、法第2条第14項によると「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあることから、花火大会の警備委託に係る補助に関して、補助金の妥当性を確保し、もし花火大会が中止された際の補償についてお互いの歩み寄りの中で柔軟な価格交渉の余地のある事前協議をするようにされたい。